

平成 21 年度 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

本市の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札・契約制度については、継続した見直しが必要であると考えており、これまでも毎年度、種々の改善を行っていますが、平成 21 年度においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、さらに一層の透明性を確保し、業者間の公正な競争を促進するとともに、談合等の不正行為の防止を図るため、次のとおり入札及び契約制度の改善を行います。

建設工事に係る改善

1 随意契約対象工事において一般競争入札を試行

地方自治法の規定では一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、設計金額 100 万円以上予定価格 250 万円以下の工事の随意契約の一部について、一般競争入札を試行的に導入します。

なお、予定価格 250 万円以下の工事の一般競争入札については、低入札価格調査制度を適用しません。

2 共同企業体発注対象工事の規模の見直し

等級区分及び発注標準の見直しに合わせ、共同企業体に発注する土木一式工事及び建築一式工事の対象工事の規模（1 件当たりの設計金額）を 5 億円以上から 6 億円以上に引き上げます。

建設コンサルタント業務等に係る改善

3 一般競争入札の拡大

一般競争入札の適用対象を、原則として設計金額 500 万円以上から予定価格が 100 万円を超えるものに拡大します。

なお、建設コンサルタント業務等においては、一般競争入札のみ適用していた低入札価格調査制度を、今後、通常型指名競争入札を含めた全ての競争入札に適用します。

4 企業実態調査制度の導入

不良・不適格業者を排除するため、工事と同様に事務所の状況や技術者の資格・雇用状況等を確認する企業実態調査制度を導入します。

5 実施時期

上記の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る改善については、平成 21 年 6 月 1 日以降に入札公告等を行うものから適用します。

その他のお知らせ

1 平成21・22年度建設工事競争入札参加資格の認定について

本市の建設工事競争入札参加資格は2年ごとに認定しており、平成21・22年度分については、入札参加資格審査申請書の受付を昨年11月から12月にかけて行い、審査の結果、平成21年4月28日付けで認定し、翌日から適用しています。

資格登録工種(29工種)のうち、土木一式工事等の5工種については、建設工事の規模及び内容や建設業者の施工能力に応じた発注を行うため、「等級区分」及び「発注標準」を設定しています。等級区分及び発注標準については、平成21・22年度資格登録業者数の状況を踏まえて、簡素化しました。

なお、地元業者及び工事成績優良業者に対しては、これまでと同様に入札参加範囲の拡大について、配慮しています。

(参考)

等級区分数

土木一式工事・建築一式工事・・・5等級(A～E) 4等級(A～D)

電気工事・管工事・・・・・・・・・・・・4等級(A～D) 3等級(A～C)

舗装工事・・・・・・・・・・・・・・3等級(A～C) (変更なし)

造園工事・・・・・・・・・・・・・・3等級(A～C) ランク廃止

(1) 等級区分

ア 土木一式工事・建築一式工事

等級	総合数値
A	1,200点以上
B	900点以上 1,200点未満
C	600点以上 900点未満
D	600点未満

イ 電気工事・管工事・舗装工事

等級	総合数値
A	1,000点以上
B	600点以上 1,000点未満
C	600点未満

(2) 発注標準

ア 土木一式工事

発注工事設計金額	等級区分		
6億円以上	A		
3億円以上 6億円未満	A		B
1億5,000万円以上 3億円未満	B	A	
1億円以上 1億5,000万円未満	B		C
3,000万円以上 1億円未満	C	B	
1,000万円以上 3,000万円未満	C		D
1,000万円未満	D	C	

イ 建築一式工事

発注工事設計金額	等級区分		
6億円以上	A		
3億円以上 6億円未満	A		B
2億円以上 3億円未満	B	A	
1億5,000万円以上 2億円未満	B		C
5,000万円以上 1億5,000万円未満	C	B	
2,000万円以上 5,000万円未満	C		D
2,000万円未満	D	C	

ウ 電気工事

発注工事設計金額	等級区分		
2億円以上	A		
1億5,000万円以上 2億円未満	A		B
3,000万円以上 1億5,000万円未満	B	A	
2,000万円以上 3,000万円未満	B		
1,000万円以上 2,000万円未満	B		C
1,000万円未満	C	B	

エ 管工事

発注工事設計金額	等級区分		
2億円以上	A		
1億5,000万円以上 2億円未満	A		B
3,000万円以上 1億5,000万円未満	B	A	
2,000万円以上 3,000万円未満	B		
1,000万円以上 2,000万円未満	B		C
1,000万円未満	C	B	

オ 舗装工事

発注工事設計金額	等級区分		
1億5,000万円以上	A		
5,000万円以上 1億5,000万円未満	A		B
3,000万円以上 5,000万円未満	B	A	
1,000万円以上 3,000万円未満	B		C
500万円以上 1,000万円未満	C	B	
500万円未満	C		

(注1) 等級区分の中欄は、地元業者に限る。

(注2) 等級区分の右欄は、工事成績優良業者に適用する。

2 建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付について

平成20年度まで原則として半年ごとに行っていた競争入札参加資格申請の追加受付を、平成21年度から原則として3か月ごとに行います。(一斉更新受付のある年を除く。)

(参考)平成21・22年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付

平成21・22年度に広島市、広島市水道局及び広島市病院事業局における建設工事又は建設コンサルタント業務等(地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)の一般競争入札及び指名競争入札に参加したい事業者は、「業者登録受付システム」により、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、必要書類を添えて郵便等により工事契約課に提出してください。

(1) 申請の対象者

- ・競争入札参加資格者として新規に本市の競争入札への参加を希望する者
- ・競争入札参加資格者(既認定者)で工種や業種等の追加を希望する者

(2) 申請(入力)期間

- 平成21年度1回目：平成21年5月25日(月)から同年5月29日(金)まで
- 平成21年度2回目：平成21年8月25日(火)から同年8月31日(月)まで
- 平成21年度3回目：平成21年11月24日(火)から同年11月30日(月)まで
- 平成21年度4回目：平成22年2月22日(月)から同年2月26日(金)まで

(3) 提出書類の提出期限

- 平成21年度1回目：平成21年6月8日(月)必着
- 平成21年度2回目：平成21年9月10日(木)必着
- 平成21年度3回目：平成21年12月10日(木)必着
- 平成21年度4回目：平成22年3月8日(月)必着

競争入札参加資格申請の追加受付の詳細については、広島市ホームページから「入札・契約」「建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付について」でご覧になれます。

3 低入札価格調査報告書の提出方法の見直し

(1) 建設工事

建設工事の競争入札において、事前公表した調査基準価格を下回る入札を行う場合は、あらかじめ低入札価格調査報告書を作成し、工事費内訳書と一緒に電子入札システムの入札書に添付して送付することとしていましたが、平成21年6月以降に入札公告を行うものについては、開札終了後、最低価格提示者にのみ低入札価格調査報告書の提出(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限までに、工事担当課へ紙により持参)を求めます。

(2) 建設コンサルタント業務等

建設コンサルタント業務等の競争入札においても建設工事と同様に、開札終了後、最低価格提示者にのみ低入札価格調査報告書の提出(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限までに、業務担当課へ紙により持参)を求めます。

4 低入札価格調査制度に係る工事費内訳書及び積算内訳書の無効について

(1) 建設工事

建設工事の低入札価格調査制度に係る工事費内訳書の内容が工事費内訳書作成要領の無効事由に該当(低入札価格調査マニュアルによる数値的判断基準を満たさないとき)した場合は工事費内訳書を無効とし、当該入札を無効とします。(「工事費内訳書作成要領」参照)

なお、最低価格提示者の工事費内訳書が無効である場合、入札参加資格が確認できない場合又は低入札価格調査により落札者とならない場合等は、後日、次順位以降の低入札価格提示者で工事費内訳書の内容が、数値的判断基準を満たしている者に対して、一般競争入札参加資格確認申請書等及び低入札価格調査報告書の提出を求めます。

建設工事における「工事費内訳書作成要領」のホームページは、広島市ホームページから「入札・契約」「契約部」「各種様式集」「工事・建設コンサル」「(工事)工事費内訳書」「工事費内訳書作成要領」でご覧になれます。

(2) 建設コンサルタント業務等

建設コンサルタント業務等の低入札価格調査制度に係る積算内訳書の無効についても、建設工事と同じ扱いとなります。上記、「工事費内訳書」を「積算内訳書」に読み替えてください。
(「積算内訳書作成要領」参照)

建設コンサルタント業務等における「積算内訳書作成要領」のホームページは、広島市ホームページから「入札・契約」「契約部」「各種様式集」「工事・建設コンサル」「(コンサル)積算内訳書」「積算内訳書作成要領」でご覧になれます。

5 建設工事における技術者配置の特例の変更

調査基準価格の85パーセントを下回る価格で契約する場合の技術者配置の特例を廃止します。

調査基準価格を下回る価格で契約する場合、今後は、次のとおり技術者の配置を求めます。

設計金額が2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)以上の工事において、調査基準価格を下回る価格で契約する者については、請負金額の如何にかかわらず、建設業法で定められた主任技術者を専任で工事現場に配置することとします。

また、設計金額が2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)未満の兼任工事件数は、次のとおりとします。

設計金額2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)未満の兼任工事件数は、2件以下とし、請負金額が500万円(建築一式工事の場合は、1,500万円)未満の兼任工事件数は、3件以下とします。

6 下請契約の実態調査の実施

調査基準価格の85パーセントを下回る価格で契約した場合等において、下請契約の実態を把握するため、アンケート調査を実施します。

調査では、下請契約の状況や下請契約の契約(計画)時、工事完了時の工事費に係る原価割れの有無等の状況を確認します。(「低入札価格調査確認マニュアル」参照)

「低入札価格調査確認マニュアル」のホームページは、広島市ホームページから「入札・契約」「契約部」「関係規程」「建設工事の競争入札に関する要綱等の一覧」「(工事)契約の手続等に関すること」「低入札価格調査確認マニュアル」でご覧になれます。

補 足 事 項

1 電子入札システムの操作に関する問い合わせ

システム操作に関して不明な点がある場合は、電子調達ヘルプデスク（082 - 848 - 4115）までお問い合わせください。

2 発注見通し、入札公告及び入札結果の公表

「広島市電子調達システムポータルサイト」から見ることができます。

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課

電話(082)504-2280(直)

e-mail keiyaku-koji@city.hiroshima.jp

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.jp/>